

学校感染症の種類と出席停止期間の基準

学校保健安全法に定められた「学校で予防すべき感染症」は下記の通りです。学校感染症に罹患の場合は出席停止となり登校できません。出席停止期間は以下のとおりです。学校感染症や流行性疾患にかかったは、担任、または保健室へ連絡をください。欠席にはならないので、治療に専念してください。

		病名	出席停止期間
第一種	感染症予防法の一類及び二類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症	治癒するまで。
第二種	空気感染または、飛沫感染する感染症で児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性の高いもの	インフルエンザ	発症した日の翌日から5日を経過し、かつ解熱した翌日から2日を経過するまで(早見表参照)
		新型コロナウイルス感染症	発症した日の翌日から5日を経過し、かつ解熱した翌日から1日を経過するまで(早見表参照)
		百日咳	特有の咳が消失するまで、又は、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
		麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
		風しん(三日ばしか)	発疹がすべて消失するまで
		水痘(水ぼうそう)	すべての発疹の痂皮化(かさぶた)するまで
		咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
		結核	症状により感染のおそれがないと認めるまで
		髄膜炎菌性髄膜炎	症状により感染のおそれがないと認めるまで
第三種	学校教育活動を通じ学校において流行を広げる可能性のあるもの	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他(その他の感染症)伝染性紅斑(りんご病)、ヘルパンギーナ等	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。